

公益財団法人 よこはまユース
放課後キッズクラブ
利用登録のご案内



◆ 放課後キッズクラブ利用登録について

- 1 放課後キッズクラブとは …P1
- 2 運営法人／公益財団法人よこはまユースについて …P1
- 3 よこはまユースが運営する放課後キッズクラブについて …P1
- 4 放課後キッズクラブの開所日について …P1
- 5 放課後キッズクラブの利用区分について …P3
- 6 わくわく【区分1】の概要 …P4
- 7 すくすく【区分2 A・2 B】の概要 <すくすく【区分2 A・B】の利用料減免制度について> …P6
- 8 保険への加入について …P10
- 9 入退室等管理システム「放課後 e-場所」の使用 …P11

◆ 放課後キッズクラブの活動について

- 1 プログラムについて …P12
- 2 おやつについて …P12
- 3 学校休業日等の昼食について …P12
- 4 キッズクラブの利用にあたってのお願い …P13
- 5 事故が起きた時の対応 …P13

◆ 放課後キッズクラブの利用申込みについて

- 1 利用申込み …P14
- 2 利用予定 …P15
- 3 利用区分の変更 …P16
- 4 利用料金等の支払い方法 …P17

◆ 非常災害等の対応について

- 1 警報発表時等の対応 …P18
- 2 熱中症警戒アラート等発表時等の利用 …P18
- 3 地震発生時の対応 …P19
- 4 Jアラートを通じた緊急情報への対応 …P20

◆ その他

- 1 保護者会等 …P20
 - 保険に関する Q&A …P20
 - よくある質問 Q&A …P20
 - 2025 年度 放課後キッズクラブの利用にあたって必要な書類等 …P21
- 様式等／
- 【記載例】「就労（予定）証明書」
 - 【記載例】就労（予定）証明書遅延届
 - 自営業従事者等申告書
 - 病気・障害等申告書
 - 求職活動申告書
 - 放課後キッズクラブ利用料減免申請書
 - 減免制度の利用にあたってのお願い・放課後キッズクラブ利用料減免適用外申出書
- ご意見・ご要望等について

◆ **重要** 別紙／放課後キッズクラブからの「お願い」と「お知らせ」

※必ず、ご確認をお願いいたします。

◆放課後キッズクラブ利用登録について

1 放課後キッズクラブとは

放課後キッズクラブは、小学校施設を活用して放課後の安全・安心な居場所を提供する事業です。

① 全ての子どもたちを対象に無償で「遊びの場」を提供すること

② 留守家庭児童等を対象に「生活の場」を提供すること

を目的に実施しています。(P3)

2004年度に開始され、2020年度には横浜市立の全ての小学校に設置されています。

2 運営法人／公益財団法人よこはまユース について

公益財団法人よこはまユースは、青少年が周りの人から見守られ、人とのつながりの中で成長できる社会を目指して、青少年活動の推進、青少年に関わる人の育成、青少年が社会との関わりを意識しながら、さまざまな体験ができる機会や場づくりに、市民の皆さんとともに取り組んでいます。

横浜市内で青少年施設の管理運営や青少年の居場所事業、寄り添い型生活支援事業などのほか、横浜市が放課後キッズクラブ事業を開始すると同時に放課後キッズクラブの運営を受託し、現在、16区26か所の放課後キッズクラブの運営を担っています。

3 よこはまユースが運営する放課後キッズクラブについて

お子さんが「キッズ大好き!」「キッズに行きたい」、保護者の皆さんが安心して「利用したい」と思う…、そんなキッズクラブを目指しています。

保護者や学校・地域の皆さまとのつながりを大切にしながら、安全を最優先し、子どもたちが体験や交流を通して自分の可能性を広げられるように工夫し、基本的な生活習慣を身につけることができるよう支援します。

放課後キッズクラブでは、放課後児童支援員を中心とした職員が児童の育成支援や遊びの場の提供などを行っています。

※放課後児童支援員とは

保育士・社会福祉士などの資格保有者、教員免許の保有者、高等学校等を卒業して2年以上(かつ2,000時間以上)放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事し市長が適当と認めた者など、一定の要件を満たした者が、都道府県等が行う研修を修了することで「放課後児童支援員」になることができます。

4 放課後キッズクラブの開所日について

放課後キッズクラブは、日曜日及び国民の祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除き、原則として開所します。

ただし、放課後キッズクラブを閉所するやむを得ない理由がある場合^(※1)や、利用希望がない場合等において、閉所または開所時間を短縮する場合があります(閉所または開所時間を短縮する場合の連絡は入退室等管理システム「放課後e-場所システム」(P11)で行います)。

また、利用可能な日や時間は利用区分によって異なります(P3)。

<放課後キッズクラブを閉所するやむを得ない理由がある場合の例>

	警報発表時 (P18・別紙)	熱中症警戒アラート等 発表時 (P18-20)	学級閉鎖等
わくわく【区分1】	閉所	閉所	感染拡大を防止するため、閉鎖対象となった学級・学年・学校の児童 ^(※2) は、体調不良の有無にかかわらず、クラブの利用・参加はできません。
すくすく 【区分2A・B】 (わくわく【区分1】の スポット利用(P4)含む)	開所 ※特別警報発表時は 閉所	開所	

※1 表に記載がない事由においても、学校都合等により閉所をする場合があります。

※2 学級閉鎖が学級・学年単位の場合は、他の学級・学年の児童の活動は行います。

5 放課後キッズクラブの利用区分について

利用にあたっては、まず、利用区分を選択いただきます。利用区分は、遊びの場の利用を目的とした「わくわく【区分1】」と、遊びの場に加えて留守家庭児童等の生活の場の利用を目的とした「すくすく【区分2】」があります。

また、「すくすく【区分2】」には、午後5時まで利用の「すくすく・ゆうやけ【区分2A】」と午後7時まで利用の「すくすく・ほしぞら【区分2B】」があります。

【利用区分ごとの概要】

利用区分	わくわく 【区分1】 ^(※1)	すくすく【区分2】		
		ゆうやけ【区分2A】 ^(※2)	ほしぞら【区分2B】	
利用目的	遊びの場	遊びの場+生活の場		
登録条件	<ul style="list-style-type: none"> 当該小学校または当該義務教育学校前期課程（以下「当該小学校等」という。）に通学している児童であること。 当該小学校区または当該義務教育学校区（以下「当該小学校区等」という。）に居住し、国立小学校、私立小学校または特別支援学校等に通学している児童であること。 			
	—	留守家庭児童等 ^(※3) であること		
利用時間	平日	放課後から午後4時まで	放課後から午後5時まで	放課後から午後7時まで
	土曜日	利用できません ※プログラムのある日のプログラム参加は可	午前8時30分～ 午後5時まで	午前8時30分～ 午後7時まで
	土曜日 を除く 学校休 業日	午前・午後のどちらかの時間帯で 2時間程度利用ができます。 夏季休業日は午前のみ利用となり、 午後は利用できません。	午前8時～午後5時まで	午前8時～午後7時まで
お迎え	キッズクラブで定めている最終下校時刻後に下校する場合は、保護者または保護者から指定された方のお迎えが必要となります。(P9)			
利用料	無料 ※スポット利用は 800円/回+おやつ代(P14参照)	月額2,000円+おやつ代 (7・8月は2,500円+おやつ代) ※延長料(午後7時まで) は400円/回	月額5,000円+おやつ代 (7・8月のみ 5,500円+おやつ代)	
		減免制度あり(P7)		
保険加入料	児童ひとりにつき 年額700円必須	◆必ず、利用申込手続き前にお振込みください。 ※振込手数料はご負担ください。(詳しくはP10を参照)		
定員	なし	あり		

※1 表の説明のほか、有料でスポット利用(P4)ができます。

※2 表の説明のほか、有料で延長利用(P6)ができます。

※3 保護者が就労等により、放課後の時間帯において、お子さんを保護・養育することが難しい世帯のお子さんをいいます。

6 わくわく【区分1】の概要

(1) 利用時間

平日	放課後～午後4時
土曜日	利用できません ^(※1)
学校休業日	午前・午後のどちらかで2時間程度利用ができます。 ^(※2) (夏季休業日のみ午前の1回) ※利用時間は別紙をご確認ください。

※1 スポット利用や、特別なプログラムのある日でプログラムに参加する場合は利用できます。

※2 午前・午後のどちらかの時間帯で利用できます。ただし、夏季休業日は午前からのみの利用となり、午後は利用できません。

(2) スポット利用

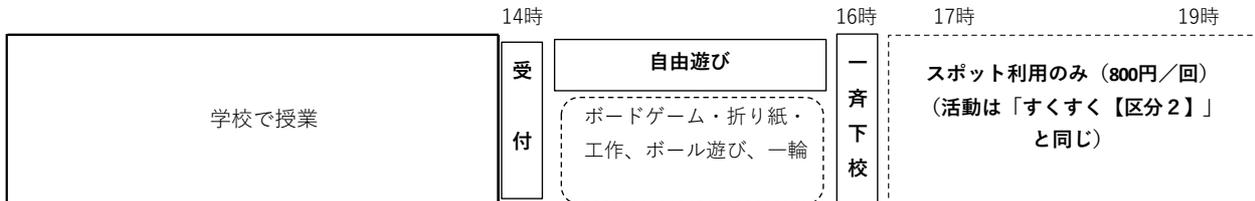
スポット利用とは、保護者の一時的な用事等により、放課後の時間において自宅を留守にする場合などに、わくわく【区分1】のお子さんを、午後7時まで受入れる制度です（土曜日・学校休業日も午後7時まで利用できます）。スポット利用には、原則あらかじめのお申込みが必要で、1回あたり800円のスポット利用料とおやつ代（実費）がかかります。

<注意事項>

定員の空き状況等により利用できない場合があります。

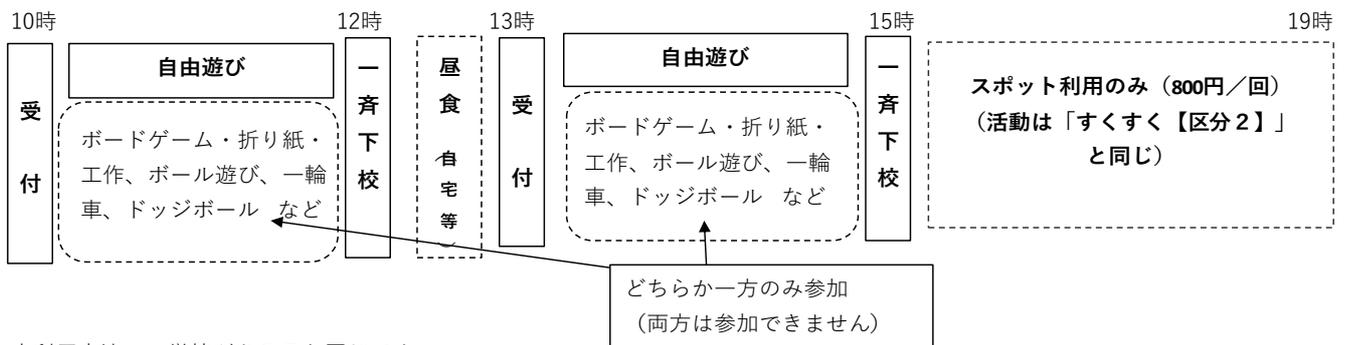
(3) 一日の活動スケジュール（標準例）※各クラブによって変わります。

<平日（学校のある日）>



★自由遊びの時間には、プログラムを実施することもあります。希望するお子さんはプログラムに参加することもできます。

<学校休業日（土曜日除く）>



★利用方法は、学校がある日と同じです。

★わくわく【区分1】のお子さんは、午前または午後の時間帯のどちらかの時間帯に参加します（両方は参加できません）。

※夏季休業日のみ午前1回

★わくわく区分のお子さんは、スポット利用の場合を除き、キッズクラブ内では昼食を食べられません。

※ 上記の図は横浜市が示す一例で、実際の活動スケジュールや内容は異なる場合があります。

(4) 利用料

わくわく【区分1】の利用料は無料ですが、利用料とは別に保険料がかかります。また、プログラム（P12）に参加する場合、材料費等の実費がかかる場合があります。

<注意事項>

わくわく【区分1】の利用時間は午後4時までのため、退室時間が4時1分以降になると、自動的にスポット利用料（800円/回）とおやつ代（実費）が発生しますので、あらかじめご承知おきください。

(5) プログラム参加の場合（午後4時を超える場合）

放課後キッズクラブでは、子どもたちの活動を充実させるために、プログラムを実施しています。

わくわく【区分1】のお子さんが午後4時を越えて実施するプログラムに参加する場合には、プログラム終了時間まで参加することになりますので、お子さんと下校時刻について確認しておくようにしてください。

※プログラム参加には、材料費等の実費がかかる場合があります。

プログラム実施日や申込などの詳しい内容はキッズニュース等でお知らせします。

※スポット利用の場合には、プログラム終了後、引き続き放課後キッズクラブでお子さんをお預かりします。

(6) 非常時における利用制限について

警報発表時や熱中症警戒アラート等発表時（P18-P20）、感染症の影響がある場合等、児童の安全な遊び場の確保が困難な状況においては、わくわく【区分1】の利用を制限させていただく場合があります。

利用を制限する場合には、あらかじめ、保護者の皆さまに対して、入退室等管理システム「放課後e-場所システム」（P11）によりお知らせさせていただきます。

7 すくすく【区分2A・2B】の概要

(1) 利用時間

	すくすく・ゆうやけ【区分2A】 ^(※)	すくすく・ほしぞら【区分2B】
平日	放課後～午後5時	放課後～午後7時
土曜日	午前8時30分～午後5時	午前8時30分～午後7時
土曜日を除く 学校休業日	午前8時～午後5時	午前8時～午後7時

※ 延長料 (400 円/回) を支払うことで、午後7時まで利用することができます。

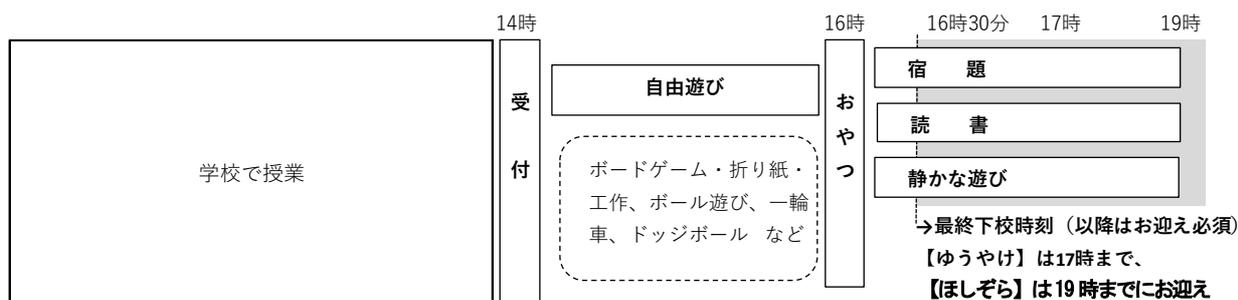
(2) 延長利用

延長利用とは、すくすく・ゆうやけ【区分2A】のお子さんを、保護者の一時的な用事等がある場合に、午後5時を超えて午後7時まで受入れる制度です。

延長利用には、原則、あらかじめのお申し込みが必要で、1回あたり400円の延長利用料がかかります。

(3) 一日の活動スケジュール (標準例)

<平日 (学校がある日) >

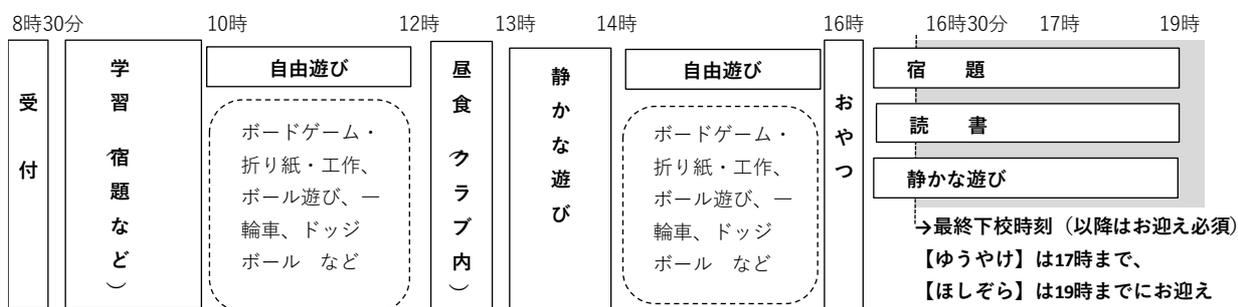


★自由遊びの時間には、プログラムを実施することもあります。希望するお子さんはプログラムに参加することもできます。

★16時以降は、おやつを食べたり、宿題や読書など静かな活動を行います。

★キッズクラブが設定する最終下校時刻 (季節によって異なる) を過ぎたら、保護者のお迎えが必要となります。

<学校休業日>



★利用方法は学校がある日と同じですが、1日中キッズクラブで過ごすため、生活習慣やリズムが崩れないように配慮して活動します。

★土曜日は8時30分からの開所です。

※ 上記の図は横浜市が示す一例で、実際の活動のスケジュールや内容は異なる場合があります。

(4) 利用料

すくすく【区分2】は、「生活の場」として保護者が安心して子育てと就労等を両立できるよう支援することを目的としており、利用者には相応の利用料をご負担いただいております。利用料はキッズクラブの運営及び活動を維持していくための経費としています。

また、利用料とは別におやつ代（実費相当）や保険料（P10）がかかるほか、プログラム（P12）に参加する場合に材料費等の実費がかかる場合があります。

	すくすく・ゆうやけ【区分2 A】	すくすく・ほしぞら【区分2 B】
利用料（月額） [※]	2,000円 （7・8月は2,500円）	5,000円 （7・8月は5,500円）
延長料（午後7時まで）	1回あたり400円	—
おやつ代	実費相当	

※ すくすく【区分2 A・B】の利用料は、その月の利用がなくても発生します。

<注意事項>

すくすく【区分2 A】の利用時間は午後5時までのため、退室時間が5時1分以降になると、自動的に延長料（400円/回）が発生しますので、あらかじめご承知おきください。

【利用料減免制度】

横浜市では、放課後キッズクラブのすくすく【区分2】を利用するに当たり、経済的な理由でお困りの方に対して月額利用料を減免し、利用を支援する制度を設けています。

	説明
減免対象者 ^{※1・2}	以下の①～③のいずれかに該当する方 ① 児童扶養手当を受給している方 ② 生活保護世帯の方 ③ 市民税所得割非課税世帯の方 ④ 横浜市就学援助を受けている方
減免額	上限2,500円/月
減免対象費用	月額利用料 ※おやつ代、プログラム参加費等の実費、すくすく・ゆうやけ【区分2 A】の延長料（400円/回）及び保険料は減免の対象となりません

※1 ①～③の要件を満たさなくなった場合（例：就学援助の対象でなくなった場合、婚姻により非課税世帯では無くなった場合等）、速やかに減免適用外申出の手続きをお願いします。

※2 虚偽または不正な申請等により、減免を受けた場合には、通常の利用料を遡ってお支払いいただきます。

(5) 利用料減免

利用料の減免を希望される場合は、次ページのフロー図及び表をご確認いただき、「放課後キッズクラブ利用料減免申請書」（P28）と提出書類をまとめてクラブに直接ご提出下さい（P9）。

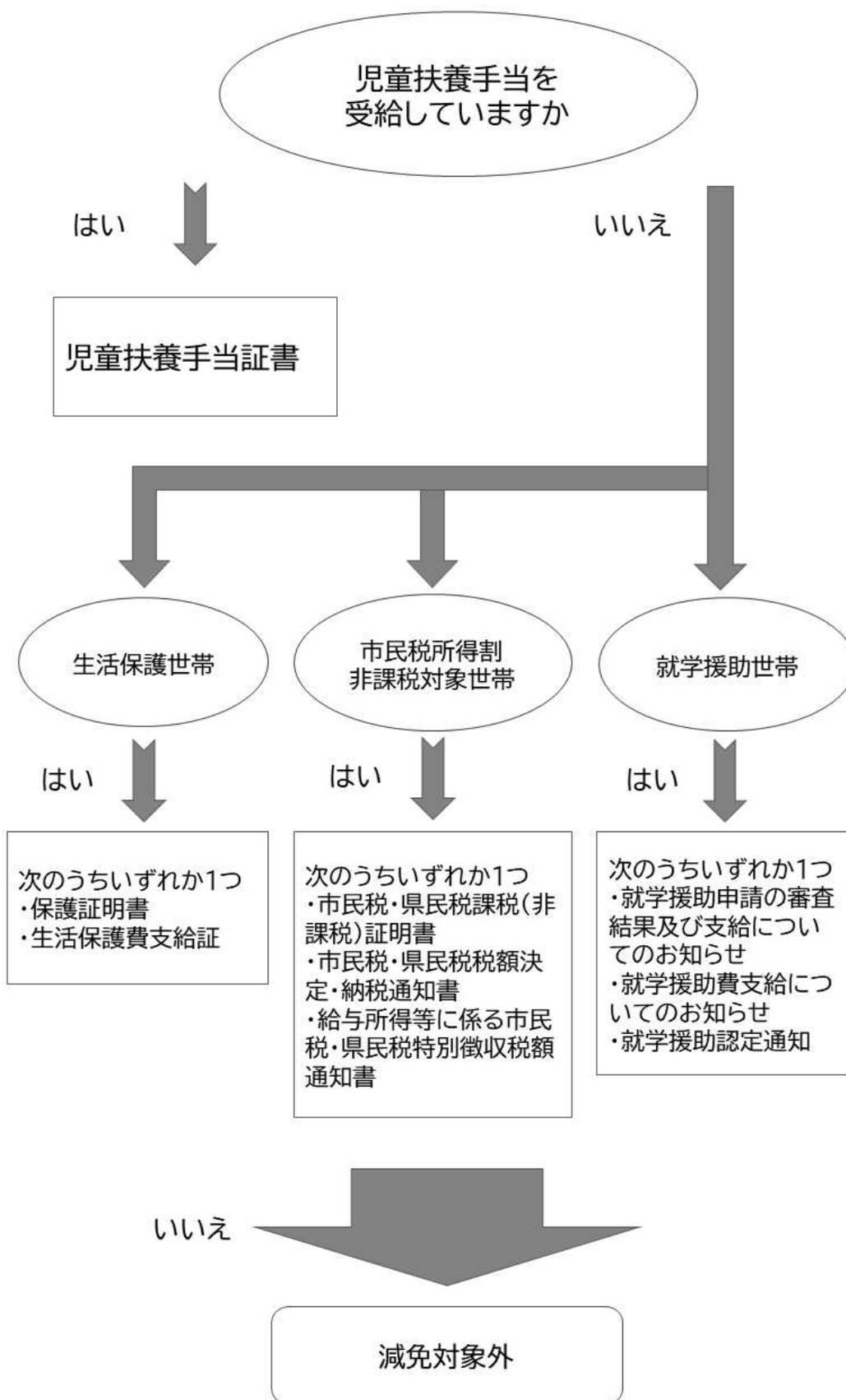
提出書類及び方法は、事前にクラブに確認の上、ご準備をお願いいたします。

※提出書類や提出時期は対象となる方によって異なります。

なお、年度途中に減免の対象となったこと等により、利用申込後に減免を希望される場合は提出書類をご準備いただき、クラブへお申し出ください。

申請期限は2025年の12月末までです。期限が過ぎた場合には、減免申請の対象とすることが原則としてできませんので、ご注意ください。

【提出書類フロー図】



提出書類	提出時期	備考
児童扶養手当証書【写し】 ^(※1)	キッズクラブの 申込時 または 減免の適用を 受けようとする時	有効期限内の証書に限ります。
保護証明書【原本】		保護証明書の発行は、区役所生活支援課生活支援係の担当ケースワーカーに依頼してください。(無料です。)
生活保護費支給証【写し】		
市民税・県民税課税(非課税)証明書【原本】 ^(※2)		区役所税務課や行政サービスコーナーで取得することができます(1件につき300円がかかります。) ^(※3)
市民税・県民税税額決定・納税通知書【写し】 ^(※2)		区役所で納入している場合は、区役所から送付されます。 ^(※3)
給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額通知書【写し】 ^(※2)		勤務先で徴収されている場合は、勤務先からもらえます。 ^(※3)
就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ【写し】	学校から受理次第 速やかに	<ul style="list-style-type: none"> ・4月当初に申請をされた方は、7月下旬頃に学校から送付されます。4月以降に支払われた利用料については遡って減免が適用され、減免相当額は後日返金されます。^(※4) ・年度途中から就学援助を受ける場合は、就学援助の対象となる事由が発生した月をお申し出ください。当該月から減免の適用となります。 ・新生児を対象とした「入学準備費」とは異なります。
就学援助費支給についてのお知らせ【写し】		
就学援助認定通知【写し】		

※1 児童手当や特別児童扶養手当は対象となりません。

※2 市民税所得割非課税世帯の証明書は個人ごとに発行されます。世帯での非課税を確認するために、世帯全員の証明書をご提出ください。

※3 減免を受けようとする月により、提出していただく証明書・通知書の年度が異なりますので、放課後キッズクラブへお問合せください。

※4 前年度に、就学援助を受けていることにより、利用料の減免を受けている場合は、4月から書類を提出するまでの期間の利用料は減免適用後の金額をお支払いいただくことができます。就学援助の審査の結果、対象ではない場合は遡って減免相当額をお支払いいただきます。

【お願い】

お子さんが安心して利用していただけるように、個別支援学級、通級指導教室に在籍するお子さんや療育手帳(愛の手帳)などの手帳をお持ちのお子さん、配慮を必要とするお子さんの受け入れにあたっては、事前に保護者・お子さんとの面談をお願いしています。ご利用前にキッズクラブスタッフまでご相談ください。

【代理引取り人について】

事前に「放課後e-場所システム」にて、児童代理引取人届出欄に代理引取人の氏名等を入力し、事前に放課後キッズクラブに申請しておけば、その方のお迎えが可能です。

なお、代理の方がお迎えをする場合は、運転免許証等の身分証明書を提示していただきます。

8 保険への加入について

放課後キッズクラブでは、利用区分にかかわらず、利用いただく皆様に万一の怪我や事故の賠償責任に備えて保険にご加入いただくとともに、保険の掛金（お子さん1人につき年額700円）を負担していただきます。

この保険は当法人運営の放課後キッズクラブを利用するお子さんを対象に、運営法人公益財団法人よこはまユースが加入するものです。利用申込の際に、保険の掛金の領収書等の添付が必要になりますので、申込前までに保険の掛金をお支払いください。

なお、保険の掛金は年間掛金を適用しているため、一度納入された掛金は、返金することができません。また、「保険に関するQ&A（P20）」も、あわせてご一読ください。

【補償内容】「傷害保険」「賠償責任保険」2つの補償があります。

放課後キッズクラブの活動中及び放課後キッズクラブと自宅の往復途中（自宅への一時帰宅も可）に発生した事故等を補償する制度です。

① 傷害保険

児童が怪我による死亡、後遺障害、入院、通院を補償（「熱中症」および「細菌性・ウイルス性食中毒」も対象です）

② 賠償責任保険

児童が他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより法律上の損害賠償責任を負った場合に対象となります。

(1) 保険の掛金

お子さん1人につき年額700円 ※振込手数料：152円はご負担ください。

2025年2月1日以降の払込手数料です。詳しくは郵便局ホームページ等をご覧ください。

(2) 補償内容

	内容	保険金額・支払限度額※
傷害 保険	通院（1日目から90日限度）	1,500円/日
	入院（1日目から180日限度）	4,000円/日
	死亡	3,000万円
	後遺障害	90万円～3,000万円
賠償 責任	対人・対物賠償	支払限度額 1人/1事故 5億円

※傷害保険は、医療機関にかかる金額が補償されるものではありません。定額の支払いとなります。

(3) 対象となる事故の範囲

傷害保険……………放課後キッズクラブ利用中のお子さんの事故

放課後キッズクラブと自宅の間を往復途中のお子さんの事故（交通事故も含む）

賠償責任……………放課後キッズクラブ活動中に児童が他人にケガをさせたり他人の物を壊したりしたことにより、法律上の賠償責任を負うことによって被った損害を補償します。

(4) 支払方法

放課後キッズクラブで配付しているCHUBB(チャブ)保険専用の『払込取扱票』に必要事項を記入し、掛金を、お近くのゆうちょ銀行または郵便局のATMでお支払いください。

通信欄に必ずお子さんの学年・お名前をご記入ください。下記の見本をご覧ください。振込手数料は、保護者負担とさせていただきます。

払込取扱票の通信欄に、お子さんの学年、氏名、保護者の氏名を必ずお書きください。

見本

払込取扱票												振替払込請求書兼受領証					
口座記号・番号はお間違えないよう記入してください。																	
口座記号				口座番号(右詰めで記入)				金額				千 百 十 万 千 百 十 円					
000000				000000				700									
加入者名 * 公益財団法人よこはまユース ●●小学校												加入者名 * 公益財団法人 よこはまユース ●●小学校					
料 金												金額					
備 考												千 百 十 万 千 百 十 円					
3年 草野 雫												700					
4月からの新学年・お子さまのお名前をご記入ください。												おなまえ					
000-0000												3年 草野 雫					
〒000-0000 中区太田町0-0 00マンション5F												ご依頼人					
草野 靖也												(消費税込) 日 附 印					
様												料 金					
日 附 印												備 考					
裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行)												この受領証は、大切に保管してください。					
これより下部には何も記入しないでください。																	

(5) その他

- 利用申込みの際に提出していただいた個人情報については、保険金の請求のために契約保険会社に提供することがありますのでご了承ください。
- 事故発生日から3か月以上経過しても保険金請求にかかる案内が届かない場合は、運営法人：公益財団法人よこはまユースまたは放課後キッズクラブまでご連絡ください。
- 市内で転校した場合、保険制度は各運営法人が選定した保険に加入しているため、転入先のキッズクラブが加入している負担金をご負担いただきます。なお転入先の運営法人が同一法人であれば引き続き継続可能です。詳しくは転入先のキッズクラブ/運営法人にご確認ください。

9 入退室等管理システム「放課後e-場所システム」の使用



2025年度より利用申込/入退室管理システムが変わります！！

当法人運営のキッズクラブを利用するに当たって、口座振替システムと新しい入退室等システム「放課後e-場所システム」を使用します。各種手続の多くは、新しい入退室等管理システム（以下、「放課後e-場所システム」という。）で行います。

また、保護者の方に安心してキッズクラブをご利用いただくために、お子さんの入室・退室の情報を、あらかじめご登録いただいたメールアドレスに通知します。

「放課後e-場所システム」の操作方法等については、こども青少年局放課後児童育成課からの通知『放課後キッズクラブ・放課後児童クラブ利用に際しての「横浜市入会・利用申込/入退室管理システム（放課後e-場所システム）」の登録について』を、ご確認ください。

◆放課後キッズクラブの活動について

1 プログラムについて

放課後キッズクラブでは、子どもたちの活動を充実させるために、プログラムを実施しています。

プログラムには「無料のプログラム」「有料のプログラム」、「事前申し込みが不要なプログラム」「事前申し込みが必要なプログラム」などがあります。

「放課後e-場所システム」で、プログラムの実施日の確認や申込をすることができます。詳しい内容は、今後キッズニュース等でお知らせします。

<注意事項>

- ・プログラム参加には、材料費等の実費がかかる場合があります。
- ・プログラムによっては、定員を設けて実施する場合があるため、希望のプログラムに参加できない場合があります。
- ・わくわく【区分1】のお子さんが午後4時を越えて実施するプログラムに参加する場合には、プログラム終了時間まで参加することになります。終了時間が最終下校時刻を過ぎる場合など、保護者のお迎えが必要になる場合があるため、下校時刻についてお子さんとも確認しておくようにしてください。

2 おやつについて

すくすく【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポット利用するお子さんには、おやつを提供します。おやつは昼食と夕食の間の補食として位置づけ、満腹にならないよう配慮します。

おやつは、放課後キッズクラブで用意し、おやつ代として実費相当額を保護者の方にご負担いただきます。原則、持ち込みはご遠慮いただいておりますが、特別の事情がある場合等は、別途ご相談ください。

【重要なお願い】 学校生活管理指導表（写し）の提出について

お子さんの食物アレルギーについては、利用区分にかかわらず、必ず利用申込時に申告いただくとともに、学校に提出する「学校生活管理指導表」の写しをあわせて添付してください。

また、学校生活では提供されない食物（そば、くるみ等）に対するアレルギー疾患を持つ児童等、学校生活管理指導表を学校に提出していない場合でも、医師の診断に基づく「学校生活管理指導表」（写し）をあわせて添付してください。

なお、申込後に、食物アレルギーが判明した場合は、速やかにキッズクラブのスタッフへお知らせください。

3 学校休業日等の昼食について

夏休みなどの学校休業日や、学校がある日でも給食が提供されない日など、放課後キッズクラブで昼食を食べる必要がある日は、お弁当を持参してください。特に夏場などは、お弁当の中身が傷まないよう保冷剤を入れるなどの配慮をお願いします。

【横浜市による取組】

令和6年度に、放課後キッズクラブでの長期休業期間中の昼食提供が夏休みにモデル実施されました。令和7年度の実施については、横浜市から別途お知らせがあります。

【参考】令和6年度の昼食提供（モデル実施）の概要

期間：夏休み（お盆休み等は事業者によって提供しない場合有）

料金：400円/食

対象：すくすく【区分2A・B】登録で希望する方

4 キッズクラブの利用にあたってのお願い

(1) 利用時間の順守

学校休業日や土曜日において、朝、キッズクラブの開所時間より早く来て、クラブの開所まで外で待つお子さんがいらっしゃいます。お子さんが開所時間以降に放課後キッズクラブに到着するよう、ご協力をお願いします。特に、夏休み等の猛暑時は日陰がない場所もありますので、熱中症予防のための配慮をお願いします。

また、放課後キッズクラブの開所時間は午後7時までのため、必ず午後7時までにお迎えに来るようにしてください。

これら、キッズクラブの利用にあたってのルールを守っていただけない場合は、利用をお断りさせていただくこともありますので、あらかじめご了承ください。

(2) 登下校についての注意

キッズクラブの利用児童の行き帰りは、保護者の責任の下で行われるものとしています。お迎えがない時の帰りや、学校休業日の行き等での事件・事故等についてキッズクラブや横浜市は責任を負いませんので安全を十分に確認した上でクラブをご利用ください。

キッズクラブに参加してから習い事等に行くことや、最終下校時刻までは習い事に行ってから再びキッズクラブに戻ってくることも可能ですが、登下校と同様に保護者の責任の下で行われますのでご注意ください。

5 事故が起きた時の対応

軽度のけがの場合	重度のけがの場合
① キッズクラブのスタッフが状況を確認し、応急処置を行います。 ② 保護者に連絡 ^(※1) を取り、対応を相談します。 (キッズクラブで静養して過ごす、迎えに来てもらう、医療機関で診察を受ける ^(※2) 等)	① スタッフが状況を確認し、救急車を呼びます。 ② 保護者へ連絡 ^(※1) をします。 ③ 救急車が到着したら、スタッフが付き添って病院へ向かいます。 ④ 保護者に状況を報告します。 ⑤ 区役所こども家庭支援課へ事故報告書を提出します。

※1 保護者との連絡がつかない場合は、状況を判断して臨機応変に適切な対応を行い、連絡がつき次第、経過を説明します。

※2 首から上及び腹部の打撲等は、症状の有無によらず、医療機関で受診するようお願いいたします。

【「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」への掲載について】

キッズクラブの活動中に、重大な事故が発生した場合については、事業所名・氏名・小学校名等の個人の特定につながる情報を除き、内閣府が公表している「特定教育・保育施設等における事故情報データベース（以下、事故情報データベース）」へ事故の概要が掲載されます。保護者の方から要望があった場合は、一部の項目について非公表とすることが可能です。

そのような事故が発生しないようスタッフ一同努めて参りますが、万一発生してしまった場合には、事故情報データベースへ掲載される旨、あらかじめご理解くださいますようお願いいたします。

<内閣府ウェブページ>特定教育・保育施設等における事故情報データベース

<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12772297/www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/data/index.html>

◆放課後キッズクラブの利用申込みについて

1 利用申込み

放課後キッズクラブの利用申込みは年度単位（4/1～3/31）で行います。年度当初から利用を希望する場合はクラブで決められた締切日までに、必要書類をそろえ「放課後e-場所システム」にてご登録をお願いします。

年度途中から利用する場合は、利用希望月の前月のクラブで決められた締切日までに「放課後e-場所システム」にてご登録ください。 ※詳しくは、下記URL及び、別紙/こども青少年局放課後児童育成課からのご案内をご覧ください。

URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/hokago/houkagoe-basho.html>

横浜市 放課後 e 場所システム



(1) 保険の掛金の振込み

放課後キッズクラブで配付しているCHUBB（チャブ）保険専用の『払込取扱票』に必要な事項を記入し、掛金を、お近くのゆうちょ銀行または郵便局のATMでお支払いください。

通信欄に必ずお子さまの学年・お名前をご記入ください。P11の見本をご覧ください。

(2) 『振替払込請求書兼受領証』または『ご利用明細票』の提出

保険の掛金をお支払いいただいた後は、受け取った『振替払込請求書兼受領証』（窓口の場合）または『ご利用明細票』（ATMの場合）の写真やスキャンデータ等を、「放課後e-場所システム」に申請してください。

なお、手元に残った『振替払込請求書兼受領証』（窓口の場合）または『ご利用明細票』（ATMの場合）の原本については、ご家庭で保管してください。

(3) 書類の準備

利用申込みに必要な書類を揃えてください（登録を希望する利用区分や保護者の就労状況等によって提出書類が異なります）。

- わくわく【区分1】への登録を希望する方
「放課後e-場所システム」にてご登録をお願いします。
- すくすく【区分2】 ゆうやけ【A】 ほしぞら【B】への登録を希望する方
各種証明書等をそろえ、「放課後e-場所システム」にてご登録をお願いします。

(4) 区分2A・2Bの方の利用料・延長料・おやつ代の支払いは、口座振替になります

お申込み手続き（「放課後e-場所システム」及び口座振替システムへの登録）が完了後、口座振替のご登録をお願いします。キッズクラブからお声がけいたしますので、その際は、キャッシュカードのご持参をお願いいたします。なお、1度、口座情報の登録をいただければ、翌年度以降継続してキッズクラブを利用される場合、口座情報の登録は不要です。詳しくは「利用料金等の支払方法について」（P17参照）をご確認ください。

<留守家庭児童等を証明する書類>

保護者の状況	各種証明書等
会社員、公務員等	就労（予定）証明書（P23）
勤務予定者	
産休中及び育休中	
自営業	自営業従事者等申告書（P25）
病気の方 看護・介護中の方	病気・障害等申告書（P26） ^{※1} ※診断書等、状況が確認できる書類を添付してください。
障害のある方	病気・障害等申告書（P26） ※身体障害者手帳等、障害の状況が確認できる書類を添付してください。
求職中の方	求職活動申告書（P27） ^{※2}
在学中（中学生、高校生除く）	学生証の写しまたは在学証明書
震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている方	罹災証明書 ※地震による家屋損壊・区役所 地震による火災・消火損、火災及び風水害による被災…消防署で発行しています。

※1 病気・障害等申告書の「出産」については、原則として、出産（予定）日から起算して8週間前の日の属する月の1日から、出産日から起算して8週間後の日の翌日の属する月の末日までです（多胎妊娠の場合は、出産（予定日）の前14週間、後8週間となります）。

※2 求職活動を理由にすくすく【区分2 A・B】に登録できるのは、登録日から3か月です。就労後は、すみやかに就労（予定）証明書を「放課後e-場所」で提出してください。

(5) 利用の決定

原則、放課後キッズクラブが利用申込の内容を確認し、利用が決定されると、「放課後e-場所システム」で登録いただいたメールアドレスに通知が届きます。

また、新たに放課後キッズクラブを利用される場合は、利用開始前に保護者の方・お子さんとの面談を実施させていただく場合があります。面談の日程については、利用の決定後に改めてお知らせします。

なお、ご提出いただいた利用申込の入力内容に不明な点があった場合や虚偽等があった場合は、放課後キッズクラブの利用やすくすく【区分2 A・B】への登録をお断りさせていただくことがあります。その場合は、放課後キッズクラブまたは運営法人／公益財団法人よこはまユースから事前にご連絡させていただきます。

2 利用予定

(1) 利用予定の登録

キッズクラブの利用予定は原則変更希望月の前月のキッズクラブで決められた締切日までに、「放課後e-場所」システムで登録してください。利用予定にない急な参加はできかねますのでご承知おきください。なお、〆切後に、登録した月の利用予定に変更が生じた場合の変更は、キッズクラブで決められた方法で、対応してください。

※別紙／放課後キッズクラブからの「お願い」と「お知らせ」をご確認ください。

(2) プログラムの申込

「放課後e-場所システム」で、プログラムの案内及び申込のための専用ページがありますので、プログラムの詳細を確認の上、申込をお願いいたします。

3 利用区分の変更

利用登録後、就労状況等の変更により、年度途中で利用区分を変更したい場合には、「放課後e-場所システム」で利用区分の変更申請をしてください（月途中での利用区分の変更は原則できません）。

また、利用区分変更申請は、原則変更希望月の前月のキッズクラブで決められた締切日までに、行ってください。
なお、利用区分の頻繁な変更は、生活リズムが崩れるなど、お子さんの負担となる場合もありますので、極力お控えくださいますようお願いいたします。

<留守家庭児童等を証明する書類の提出について>

- ・年度途中で、新たにわくわく【区分1】からすくすく【区分2A・B】に変更する場合には、利用区分変更申請時に「留守家庭児童等を証明する書類」（P15）の添付が必要となります。
- ・一度すくすく【区分2A・B】に登録していた方でも、わくわく【区分1】からすくすく【区分2A・B】に変更する場合には、利用区分変更申請時に「留守家庭児童等を証明する書類」（P15）を添付していただくなど、留守家庭児童等に該当するか確認をさせていただきます。
- ・すくすく【区分2A・B】間の変更（【区分2A】⇔【区分2B】）は、利用区分変更申請時の「留守家庭児童等を証明する書類」の添付は不要です。
- ・勤務先が変わるなど、就労状況等が変わった場合には、「放課後e-場所システム」に、改めて留守家庭児童等を証明する書類の添付が必要となります。
- ・転校される場合もスタッフへお知らせください。

4 利用料金等の支払い方法

(1) すくすく (ゆうやけ・ほしぞら)【区分2A・2B】の利用料金等の支払方法

現金でのお支払いはできません。



「放課後e-場所システム」への登録が完了してから、口座情報の登録をお願いいたします。登録方法については、別紙をご覧ください。
金融機関^{※1}のキャッシュカードをご持参いただき、キッズクラブにてご登録をお願いします。

なお、1度口座情報の登録をさせていただければ、翌年度以降継続してキッズクラブを利用される場合、口座情報の登録は不要です。

キッズクラブで決められた締切日までに、利用予定を「放課後e-場所システム」より入力してください。

キッズクラブから個別に請求金額のお知らせはありません。

月額利用料と利用回数分のおやつ代の引き落とし明細は、「放課後e-場所システム」より各自ご確認ください。

利用月の翌月27日^{※2}に、ご指定の口座から、月額利用料と利用回数分のおやつ代を引き落とします。合わせて、引き落とし手数料として88円をご負担いただきます。

- 引き落とし前営業日までに預金残高の確認をお願いいたします。
- 残高不足などで引き落としができなかった場合は、次回引き落としの際、前月分の手数料88円も合わせて引き落としさせていただきます。

※1：郵便局を含む、全国の銀行、信用金庫など、ほぼすべての金融機関が対象です。

※2：27日が金融機関休業日の場合、翌営業日となります。

※口座変更する場合は、改めて口座登録が必要になりますので、キッズクラブへお問合せください。

(2) すくすく (ゆうやけ)【区分2A】の延長料金の支払い方法

「延長料金 (1回400円) × ご利用回数分を利用料と合わせて、引き落とします。

(3) わくわく【区分1】のスポット利用料金等の支払い方法

原則として、利用日のお迎え時に「スポット料金 (1回800円) とおやつ1回分100円」を現金でお支払いください。領収確認として、レシートをお渡します。

(4) プログラム参加の実費徴収

実費相当額を現金でお支払いください。領収確認として、レシートをお渡します。
支払い方法は、キッズニュース等でお子さん・保護者にお知らせします。

◆非常災害等の対応について

1 警報発表時等の対応

くわしくは、別紙/放課後キッズクラブの「お願い」と「お知らせ」をお読みください。

2 熱中症警戒アラート等発表時等の利用

「熱中症警戒アラート等発表時等の利用について」は令和6年度時点の運用を記載しています。
令和7年度からの運用が変更になる場合は別途お知らせします。

【わくわく（区分1）】

猛暑時には外出時のリスクや熱中症の危険が特に高くなるため、「熱中症警戒アラート」が前日の午後5時にまたは当日の5時に発表された場合、原則わくわく【区分1】の利用を休止します。

また、「熱中症特別警戒アラート」が前日の午後2時に発表された場合も同様の対応とします。近年の放課後キッズクラブの登録児童数の増加等により、室内の活動場所の確保に苦慮しており、事業の位置づけが「遊びの場」であるわくわく【区分1】は児童の安全な活動のために利用を休止します。ご理解とご協力をお願いいたします。詳細は、キッズクラブにお問い合わせください。

【すくすく（区分2A・B）】

すくすく【区分2A・B】に関しては「生活の場」として位置付けているため、「熱中症警戒アラート・熱中症特別警戒アラート」が発表されてもご利用いただけます。ただし、特に夏休み期間は長時間の活動であり、猛暑時は外遊びができないことも想定されることから、家庭で過ごすことが可能な場合には、キッズクラブの利用を控えることや計画的なご利用についてもご検討いただきますようお願いいたします。

アラートの種類	概要
熱中症警戒アラート	<ul style="list-style-type: none">・発表は1日2回、前日の午後5時と、当日の午前5時・暑さ指数の値が33以上と予測された場合、気象庁の府県予報区等を単位として発表・わくわく【区分1】に利用制限等あり
熱中症特別警戒アラート	<ul style="list-style-type: none">・発表は1日1回、前日の午後2時・気温が特に著しく高くなることにより、熱中症による重大な健康被害が生ずる恐れのある場合（暑さ指数の値が「35以上」）に発表されます。・わくわく【区分1】の利用制限等の対応については「熱中症警戒アラート」と同様ですが、より一層熱中症への対策をお願いします。

【熱中症警戒アラート等に関するメール等配信サービス】

ご家庭でも以下のアドレスから「熱中症警戒アラート等 メール配信サービス」にご登録いただけます。

環境省・気象庁が発表する熱中症警戒アラートについて、1日2回、登録した区域で熱中症警戒アラートが発表されたとき、速やかにメールが配信されます。

サービス	URL	二次元コード	配信時刻等
横浜市防災情報Eメール	https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/iza/jyoho/email.html		前日午後5時頃及び当日午前5時頃
環境省熱中症警戒アラート等メール配信サービス	https://www.wbgt.env.go.jp/alert_mail_service.php		前日午後5時頃及び当日午前7時頃
環境省公式LINEアカウントによる情報配信	https://www.wbgt.env.go.jp/sp/line_notification.php		前日午後6時頃及び当日午前7時頃

※熱中症特別警戒アラートは、午後2時ごろに配信されます。

3 地震発生時の対応

時間帯別の基本行動（例：震度5強以上の地震の場合）

放課後キッズクラブの対応		
学校がある日	登校前	地震がおさまった場合でも、当日は開所しません。
	登校時	地震がおさまった場合でも、当日は開所しません。
	授業中	地震がおさまった場合でも、当日は開所しません。
	放課後	教職員が在校中であれば、学校の指示に従い、児童の保護及び保護者のお迎えの対応を行います。教職員が不在の場合は、あらかじめ学校と取り決めを行った場所で児童を保護。参集してきた教職員に報告をしたうえで、指示に従います。
放課後キッズクラブの対応		
(キッズクラブ)開所日 （キッズクラブがない日）	学校がある日	(1) 開所前の地震発生 開所しません。 (2) 開所後の地震発生 児童の安全を確保し、あらかじめ学校と取り決めをした場所で待機します。教職員が参集してきたら、状況を報告し、指示に従います。
習日		学校の対応に準じます。

4 Jアラートを通じた緊急情報への対応

- ・神奈川県内にJアラートが発信された場合、児童が来所前であれば、自宅待機を原則とします。
- ・その後、上空通過や領海外に落下した場合は活動を再開します。なお、交通機関が停止しており、職員体制が整わない場合や職員の帰宅が困難になることが予想される場合においては、区こども家庭支援課と協議のうえ、開所時間の変更や閉所を行う場合は速やかに保護者に周知します。
- ・ミサイルが横浜市内に落下した場合は、原則として閉所とします。

◆その他

1 保護者会等

放課後キッズクラブでは、主に保護者に意見を聞く場として、半期に一回以上保護者会等を開催します。保護者会等は、保護者との関わりを目的とするため、保護者を集めて意見交換する場（オンライン含む）の他、保護者参画の親子プログラムや、利用者へのアンケートの実施も含まれます。

保護者の皆さまの御意見をいただく大切な場であるため積極的にかかわっていただくよう、お願い申し上げます。保護者会等の開催に当たっては、キッズニュース等で事前にお知らせいたします。



保険に関するQ&A

1	保険の掛金を支払わないと、キッズの利用はできないのですか？	はい。保険の掛金は、受益者負担として利用者の方にご負担していただくことになっています。必ず利用前に掛金をお支払いください。
2	振り込みに行く時間がありません。子どもにお金を持たせて、スタッフの方に渡してもいいですか？	お子さまにお金を持たせることは、やめてください。キッズクラブを利用する前に、保護者の方が掛金をお支払いしていただきますようご協力をお願いします。
3	1日だけのイベントへの参加でも保険の掛金を支払うのですか？	はい。年度単位での加入のため、1日だけのイベント、または長期休業日だけ利用する場合でも、必ず利用前に掛金をお支払いください。
4	キッズクラブに登録したが、一度も利用せずに、途中でやめたのですが、掛金は返還してもらえますか？	一度お支払いいただいた掛金は、お返することはできませんのでご了承ください。



よくある質問 Q&A

1	新1年生でわくわく【区分1】で登録予定です。4月1日から利用できますか？	わくわく【区分1】の新1年生は利用開始日以降のご利用になります。キッズクラブで決められた利用開始日以前から利用する場合は、すすく【区分2A・2B】で登録してください。
2	利用予定をだしていませんが、当日の利用はできますか？	利用する際は、事前にキッズクラブにご連絡ください。当日の変更は必ずお電話をお願いします。
3	19時以降も預かってもらえますか？	制度上、19時までのお預かりになります。19時以降はお預かりすることができませんので、早めのお迎えをお願いします。
4	冬季は一人帰りできる時間が早まります。どうしてもお迎えに行かなければいけませんか？	利用区分に関わらず、一人帰りできる時間を過ぎて下校する場合には、必ず保護者または保護者から指定された方のお迎えが必要です。ご理解をお願いします。

2025年度放課後キッズクラブ利用にあたって必要な書類

<利用申込み>

利用申込（全利用区分、必須）		チェック欄
保険料（全利用区分、必須）		
すくすく【区分2A・B】に登録する場合		
※留守家庭児童等を証明する書類が必要です。 ※保護者の方の状況によって提出する書類が異なりますので、下表でチェックしてください。		
保護者の状況	対象書類	
会社員、公務員等	就労（予定）証明書	
勤務予定者		
産休中及び育休中		
自営業	自営業者等申告書	
病気の方	病気・障害等申告書 ＋	
看護・介護中の方	診断書等病気の状況がわかる書類	
障害のある方	病気・障害等申告書 ＋ 身体障害者手帳等、障害の状況が確認できる書類	
求職中の方	求職活動申告書	
在学中の方 （中学生・高校生除く）	学生証又は在学証明書	
震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている方	罹災証明書	
お子さんに食物アレルギーがある場合		
学校生活管理指導表（写）		
減免申請をする場合		
放課後キッズクラブ利用料減免申請書		
※次のうちいずれかの書類		
共通	児童扶養手当証書（写）	
就学援助世帯	就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ（写）※7月下旬以降に提出	
	就学援助費支給についてのお知らせ（写）※7月下旬以降に提出	
	就学援助認定通知（写）※7月下旬以降に提出	
生活保護世帯	保護証明書【原本】	
	生活保護費支給証（写）	
市民税所得割非課税世帯	市民税・県民税（非課税）証明書【原本】	
	市民税・県民税税額決定・納税通知書（写）	
	給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額決定通知書（写）	

※このチェックリストを申込書と一緒に提出していただく必要はありません。提出書類の確認用として適宜ご活用ください。

※提出後、就労状況等、提出書類の内容に変動があった場合には、放課後キッズクラブにご連絡ください。

必要に応じて、再度、変更があった内容で書類を提出していただく場合があります。

⇒裏面は利用区分を変更する場合について

<利用区分を変更する場合>

チェック欄

利用区分変更申込（全利用区分、必須）

新たにすくすく【区分2A・B】に登録する場合（わくわく【区分1】⇒すくすく【区分2A・B】）

※留守家庭児童等を証明する書類が必要です。

※保護者の方の状況によって提出する書類が異なりますので、下表でチェックしてください。

保護者の状況	対象書類
会社員、公務員等	就労（予定）証明書
勤務予定者	
産休中及び育休中	
自営業	自営業者等申告書
病気の方	病気・障害等申告書 +
看護・介護中の方	診断書等病気の状況がわかる書類
障害のある方	病気・障害等申告書 + 身体障害者手帳等、障害の状況が確認できる書類
求職中の方	求職活動申告書
在学中の方 （中学生・高校生除く）	学生証又は在学証明書
震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている方	罹災証明書

減免申請をする場合

放課後キッズクラブ利用料減免申請書

※次のうちいずれかの書類

共通	児童扶養手当証書（写）
就学援助世帯	就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ（写） ※7月下旬以降に提出
	就学援助費支給についてのお知らせ（写） ※7月下旬以降に提出
	就学援助認定通知（写） ※7月下旬以降に提出
生活保護世帯	保護証明書【原本】
	生活保護費支給証（写）
市民税所得割非課税世帯	市民税・県民税（非課税）証明書【原本】
	市民税・県民税税額決定・納税通知書(写)
	給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額決定通知書（写）

記載例

就労（予定）証明書

※申込児童の保護者（その子供の親、または親に代わって養育している者）のものを提出してください。（用紙が不足する場合はこの用紙を複写して使

横浜 小学校放課後キッズクラブ運営法人代表者 様

【就労者記入欄】

就労者ご本人が記入する欄です。

就労者住所	横浜市〇〇区〇〇町△-△		
就労者氏名	横浜 花子	児童から見た続柄：	母
放課後キッズクラブ名	横浜	小学校放課後キッズクラブ	
申込児童氏名・学年 ※2人以上の申込みを行う場合は、全ての児童の氏名を記載	横浜 さくら	第 3	学年
	横浜 すみれ	第 5	学年
		第	学年

太枠内については、事業所に記入していただく欄です。

【事業所記入欄】

採用（内定）年月日	令和 ● 年 4 月 1 日から		
現在の雇用状況	<input checked="" type="checkbox"/> 就労中 <input type="checkbox"/> 産前産後・育児休業中（ 年 月 日～ 年 月 日） <input type="checkbox"/> 採用内定もしくは放課後キッズクラブ利用開始次第就労開始		
雇用の形態	<input checked="" type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> 契約社員 <input type="checkbox"/> 派遣社員 <input type="checkbox"/> アルバイト・パート <input type="checkbox"/> その他（ ） ◆雇用契約期間が決まっている場合 → 年 月 日 契約終了 ◆契約更新予定 → <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 未定		
勤務先（派遣先）の名称	※【証明欄】と同じ場合は記入不要 株式会社〇〇物産 横浜支店		
勤務先（派遣先）の所在地	※【証明欄】と同じ場合は記入不要 横浜市△区△△町■一■		
就労状況	定例勤務時間の方		シフト勤務の方
	◆勤務時間	9 時 00 分 ～ 18 時 00 分	◆シフトと月の勤務回数を記入
	◆育児短時間勤務の場合の勤務時間	9 時 30 分 ～ 17 時 00 分	① 時 分 ～ 時 分 (月 回)
	◆勤務日数	平均 5 日/週	② 時 分 ～ 時 分 (月 回)
備考	※雇用契約期限がある方で、更新予定がある場合は更新予定期間を記入してください。 例) 令和●年10月1日～令和●年3月31日まで契約更新予定。		

契約更新予定が「有」の場合は、備考欄に更新予定期間をご記入ください。

育児短時間制度取得者については、通常の勤務時間に加え、育児短時間制度利用時の勤務時間を記入してください。

※産休・育休中の場合は産休・育休前の実績をご記入ください。

【証明欄】

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 ● 年 3 月 20 日

本証明書をご記入いただいた日付を記入してください。

(事業所所在地) 横浜市△区△△町■一■

(事業所名) 株式会社〇〇物産 本社

(代表者職氏名) 関内 みなと

【証明欄】に代表者印等の押印は不要です。

(電話番号) 〇〇〇-〇〇〇〇

(横浜市・放課後キッズクラブ利用申込書用)

【保護者様】

太線内をご記入のうえ、キッズクラブへ提出してください。

就 労（ 予 定 ） 証 明 書 提 出 遅 延 届

横浜小学校放課後キッズクラブ	令和 ● 年 ● 月 ● 日
	住 所 横浜市中央区本町6-50-10
	申請者 保護者) 氏名 横浜 太郎
	電 話 090-●●●●-●●●●
保護者ごとに提出が必要です（父・母ともに遅延する場合はそれぞれ提出）	
書を提出できませんが、取得手続きが済み次第、速やかに提出します。	
児 童 名 (学年)	横浜 一郎（3年）、次郎（1年）
遅延の理由	<input checked="" type="checkbox"/> 手続き中のため
	<input type="checkbox"/> 就労開始日以降に
	<input type="checkbox"/> その他（)
	きょうだいを利用する場合は、併記してください。
	勤務（予定）先名 株式会社 横浜
	連絡先 045-●●●●-●●●●
提出見込 年月日	令和 ● 年 ● 月 ● 日 ※原則1か月以内にご提出ください。

【同意欄】 次の注意事項を確認し、同意しました。

- 必要に応じて、勤務（予定）先に就労状況等の確認の連絡をする場合があります。
- 提出見込年月日を過ぎても就労（予定）証明書の提出をいただけない場合、原則として、利用区分をわ

チェックボックスにチェックしてください。

自営業従事者等申告書

放課後キッズクラブ名 ()
 申込児童氏名・学年 ()

小学校放課後キッズクラブ)
 ・ 第 () 学年)

※自営業

事業所名		電話 () -	
代表者名		業種	
事業所所在地 (勤務場所)			
住居との関係	同一 ・ 同一敷地内別棟 ・ 居住外 ・ その他 ()		
事業開始年月日	年 月 日	営業時間	: ~ :
事業に従事 しない曜日	日・月・火・水・木・金・土	家人以外の 従業員	無・有 (人)

※就労時間

利用児童との続柄	就労時間	就労日数 (週平均)
	: ~ :	週 日
	: ~ :	週 日
	: ~ :	週 日
	: ~ :	週 日
	: ~ :	週 日
	: ~ :	週 日

※備 考

(宛先) _____ 小学校放課後キッズクラブ運営法人代表者
 上記のとおり相違ないことを申告します。

年 月 日 保護者氏名
(申告者)

(横浜市・放課後キッズクラブ利用申込書用)

病気・障害等申告書

放課後キッズクラブ名 ()
 申込児童氏名・学年 ()

小学校放課後キッズクラブ)
 ・ 第 学年)

※該当する方全員

該当する項目に記入してください。	利用児童との続柄					
	病 気	病名				
		状況	・入院 ・通院	・寝たり起きたり ・寝たきり	・入院 ・通院	・寝たり起きたり ・寝たきり
		病院名				
		期間	年 月 日～	年 月 日	年 月 日～	年 月 日
		通院・往診状況	(通院) 月・週 (往診) 月・週	回 回	(通院) 月・週 (往診) 月・週	回 回
	看護 ・ 介護	病人・障害者氏名 (続柄)				
		病名・障害名				
		状況 (入院・通院等)				
		病院・施設名				
	障害者	付き添い期間		月・週 日 時 分～	月・週 日 時 分～	
		手帳名				
	出産	障害名				
出産 (予定) 日		年 月 日	年 月 日			
備考						
(宛先) _____ 小学校放課後キッズクラブ運営法人代表者 上記のとおり相違ないことを申告します。 年 月 日 保護者氏名 (申告者)						

※「出産」については、原則として、出産 (予定) 日から起算して8週間前の日の属する月の1日から、出産日から起算して8週間後の日の翌日の属する月の末日までです。(多胎妊娠の場合は、出産 (予定日) の前14週間、後8週間となります。)

(横浜市・放課後キッズクラブ利用申込書用)

求職活動申告書

年 月 日

_____ 小学校放課後キッズクラブ運営法人代表者

私は求職活動を行い、就労する予定であることから、_____ 小学校放課後キッズクラブの
すくすく【区分2A・B】への登録を希望します。すくすく【区分2A・B】に登録後、就労した際
には、速やかに就労（予定）証明書を提出します。

なお、放課後キッズクラブ利用登録日から3か月以内に就労を開始できない場合は、すくすく
【区分2A・B】からわくわく【区分1】へ変更することに同意します。

【求職活動者】 住所 _____
氏名 _____
児童名 _____
児童との続柄 _____

求職活動の状況については次のとおりです。（□欄をチェックして必要事項を記入してください）

現在の活動状況	<input type="checkbox"/> 求職活動中 ・ 求職活動の開始時期 年 月 ・ 活動の内容 <input type="checkbox"/> 週 ・ <input type="checkbox"/> 月 日程度 <input type="checkbox"/> ハローワークへ <input type="checkbox"/> 自分で 【現在 社申請】 <input type="checkbox"/> 児童が放課後キッズクラブ利用登録後、求職活動開始予定
希望職種	
希望勤務形態	<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> パート <input type="checkbox"/> その他（ ）
希望勤務時間	平日：午前・後 時 分～午前・後 時 分（実働 時間） 土曜：午前・後 時 分～午前・後 時 分（実働 時間）
希望勤務日数	<input type="checkbox"/> 週 日（ <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日） <input type="checkbox"/> 1か月の勤務日数 日

※就労後、すみやかに_____ 小学校放課後キッズクラブへ就労（予定）証明書を提出してください。

※求職活動を理由にすくすく【区分2A・B】に登録できるのは、登録日から3か月です。

（横浜市・放課後キッズクラブ利用申込書用）

放課後キッズクラブ利用料減免申請書

年 月 日

小学校放課後キッズクラブ運営法人代表者

住 所 _____

保護者氏名 _____

次のとおり放課後キッズクラブの利用料の減免を申請します。

(ふりがな) 児童氏名		学年	年生
減免適用開始月	令和 年 月		
提出書類 (該当する書類 に○をしてくだ さい。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童扶養手当証書【写し】 ・ 保護証明書【原本】 ・ 生活保護費支給証【写し】 ・ 市民税・県民税課税（非課税）証明書【原本】 ・ 市民税・県民税税額決定・納税通知書【写し】 ・ 給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額通知書【写し】 ・ 就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ【写し】 ・ 就学援助費支給についてのお知らせ【写し】 ・ 就学援助認定通知【写し】 		
確認事項	<p>虚偽又は不正な申請等により、減免を受けた場合には、通常の利用料を遡って支払います。 また、減免の対象でなくなった場合は、「放課後キッズクラブ利用料減免適用外申出書」を速やかに提出します。</p>		

放課後キッズクラブ利用料減免制度の利用にあたってのお願い

利用料減免制度を利用される方は、以下の点についてご確認くださいませようお願いします。

【減免制度を利用する方（共通）】

- 減免を受ける要件を満たさなくなった場合については、速やかに裏面の「放課後キッズクラブ利用料減免適用外申出書」のご提出をお願いします。
例：就学援助の対象ではなくなり、受給を辞退した場合
婚姻により非課税世帯では無くなった場合等
- 虚偽又は不正な申請等により、減免を受けた場合には、通常の利用料を遡ってお支払いいただきます。

【児童扶養手当を受けている方】

- 児童扶養手当を受けている方は有効期限内の児童扶養手当証書の写しを提出することで利用料減免を受けることができます。児童扶養手当は原則毎年10月末までが期限となっている証書が交付されています。このため、児童扶養手当を継続して受給している場合、新しい有効期限が記載された証書が交付されているため、新しい証書が交付される12月中に新しい証書も提出してください。（11月中に新しい証書は交付されません。）

※児童手当や特別児童扶養手当は対象となりません。

※10月末まで児童扶養手当を受けていることにより、利用料の減免を受けている場合は、12月に書類を提出するまでの期間は、減免適用後の金額をお支払いいただくことで利用ができます。ただし、審査の結果、対象ではない場合は遡って減免相当額をお支払いいただきます。

【就学援助を受けている方】

- 4月に当初に就学援助の申請をされた方は、7月下旬頃に学校より「就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ」又は「就学援助費支給についてのお知らせ」及び「就学援助認定通知」が送付されますので、届き次第速やかにキッズクラブへコピーしたものを提出ください。4月から書類提出までに支払われた利用料については、遡って減免が適用されます。（減免相当額は後日返金※）
- 年度途中から就学援助を受ける場合は、就学援助の対象となる事由が発生した月をお申し出ください。（当該月から減免の適用となります。）

※令和6年度に、就学援助を受けていることにより、利用料の減免を受けている場合は、4月から書類を提出するまでの期間は、減免適用後の金額をお支払いいただくことで利用ができます。ただし、就学援助の審査の結果、対象ではない場合は遡って減免相当額をお支払いいただきます。

【市民税所得割非課税世帯の方】

- 減免を受けようとする月により、提出していただく証明書・通知書の年度が異なります。

減免を受ける月	必要な証明書の年度	証明書の請求先
4・5月	前年度の証明書	前年度の1月1日に住所があった市区町村
6月～翌年3月	今年度の証明書	今年度の1月1日に住所があった市区町村

⇒4月から1年間減免を受ける場合は、前年度と今年度の証明書をご提出ください。

- 市民税所得割非課税世帯の証明書は個人ごとに発行されます。世帯での非課税を確認するために、世帯全員の証明書をご提出ください。

次ページは「放課後キッズクラブ利用料減免適用外申出書」です。

放課後キッズクラブ利用料減免適用外申出書

年 月 日

_____小学校放課後キッズクラブ運営法人代表者

住 所 _____

保護者氏名 _____

利用料減免の適用対象から外れたため、次のとおり申告します。

(ふりがな) 児童氏名		学年	年生
利用料減免の 適用外の理由	1 就学援助を受給しなくなったため 2 生活保護世帯ではなくなったため 3 市民税所得割非課税世帯ではなくなったため 4 その他 ()		
事由発生月	令和 年 月		

※事由発生月の翌月から減免が適用されなくなります。

(横浜市・放課後キッズクラブ用)

◆よこはまユースが運営する放課後キッズクラブ◆

日々の利用に関するお問い合わせ・登録内容の変更などは、
直接、放課後キッズクラブへご連絡ください。

(例：キッズクラブの出席・欠席に関すること 等)

区	キッズ名	電話・FAX	区	キッズ名	電話・FAX
旭	笹野台小学校 放課後キッズクラブ	362-0464	都筑	折本小学校 放課後キッズクラブ	942-6423
磯子	岡村小学校 放課後キッズクラブ	752-3439	鶴見	上寺尾小学校 放課後キッズクラブ	585-2966
泉	和泉小学校 放課後キッズクラブ	804-5100		寺尾小学校 放課後キッズクラブ	583-8106
神奈川	浦島小学校 放課後キッズクラブ	401-5894	戸塚	秋葉小学校 放課後キッズクラブ	811-3313
金沢	瀬ヶ崎小学校 放課後キッズクラブ	781-2960		上矢部小学校 放課後キッズクラブ	812-1211
	能見台小学校 放課後キッズクラブ	773-2150		名瀬小学校 放課後キッズクラブ	813-8394
港南	港南台第三小学校 放課後キッズクラブ	833-8835	中	本町小学校 放課後キッズクラブ	231-0601
港北	城郷小学校 放課後キッズクラブ	471-4628	西	宮谷小学校 放課後キッズクラブ	313-6108
	日吉南小学校 放課後キッズクラブ	561-7707	緑	十日市場小学校 放課後キッズクラブ	981-3050
栄	飯島小学校 放課後キッズクラブ	861-2885		長津田小学校 放課後キッズクラブ	985-1780
	桜井小学校 放課後キッズクラブ	893-0445	南	太田小学校 放課後キッズクラブ	231-3416
瀬谷	瀬谷さくら小学校 放課後キッズクラブ	301-3349		永田小学校 放課後キッズクラブ	741-4557
	南瀬谷小学校 放課後キッズクラブ	301-1094		南小学校 放課後キッズクラブ	713-1105

ご意見・ご要望等について

放課後キッズクラブを利用するうえでのご意見・ご要望等がありましたら、運営法人/公益財団法人よこはまユース キッズ運営課までご連絡ください。

放課後キッズクラブ事業は、学校とは異なり、法人によって運営されているため、キッズクラブ事業に関することは、下記・公益財団法人よこはまユース キッズ運営課へお問い合わせをお願いいたします。

いただいたご意見・ご要望は今後の放課後キッズクラブの運営や業務改善に活かすよう努めてまいります。

【ご意見・ご要望等 受付窓口】

公益財団法人よこはまユース キッズ運営課

電話： 045-662-7646

FAX： 045-662-7645

メール： kids-epost@yokohama-youth.jp

<受付時間>

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

*祝日・振替休日、年末年始を除く。